

豊明市物品等電子入札実施要領

(平成 21 年 8 月 3 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、豊明市契約規則（昭和 47 年豊明市規則第 16 号）及びあいち電子調達共同システム（物品等）利用規約の規定に基づき、電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム（物品等） あいち電子自治体推進協議会が運用する、入札参加資格登録から入札予定の公表、指名通知、入札・開札、結果の公表等までの一連の事務手続きを、利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行うシステム（以下「電子調達システム」という。）をいう。
- (2) 電子入札サブシステム 電子調達システムを構築する各システムのうち、指名通知、入札・開札及び落札者決定までの手続きを処理するシステムをいう。
- (3) 電子入札 電子入札サブシステムを使用して行う入札・開札等の手続きをいう。
- (4) 紙入札 電子入札サブシステムを使用しないで書面により行う入札・開札等の手続きをいう。
- (5) オープンカウンタ（公開見積競争） 電子入札サブシステムにより案件を公開し、一定の資格を有する不特定多数の者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者との間で契約を締結する契約方式（以下「オープンカウンタ」という。）をいう。
- (6) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子調達システムに対応しているカードをいう。

(7) 電子くじ 電子入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときに、電子入札サブシステムの機能を使用して落札者を決定する仕組みをいう。

(8) 開札場所 開札に使用するパソコンが設置されている事務室又は会議室をいう。

(電子入札の対象)

第3条 電子入札を行うことができる入札方式は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

区 分	契約方式
物品購入、物品借入及びその他委託 (設計・測量・建設コンサルタント等業務を除く。)	一般競争入札 指名競争入札 オープンカウンタ

2 電子入札対象案件は、入札公告又は指名競争入札に関する通知書に電子入札対象案件である旨を明示するものとする。

(利用者登録)

第4条 電子入札に参加しようとする者は、ＩＣカードにより、電子入札サブシステムに企業情報、代表窓口情報及びＩＣカード利用部署情報を登録しなければならない。

2 前項により登録したＩＣカードが失効した場合は、新たに取得したＩＣカードにより、再度利用者登録を行うものとする。

3 利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに登録の変更を行わなければならない。

(電子入札サブシステムの利用)

第5条 電子入札サブシステムを利用することができる者は、電子調達システムにより競争入札参加資格の申請を行い資格認定を受けた者で、前条により電子調達システムに利用者登録を行った者とする。ただし、オープンカウンタの場合は、前条の利用者登録は要しないものとする。

(電子入札に使用するＩＣカード)

第6条 ＩＣカードの名義人は、豊明市競争入札参加資格者名簿に登録された代表者又は代表者から入札又は見積り及び契約締結に関する権限の委任を受

けた者とする。

2 名義人の変更事由が発生した場合は、新たな名義人による I C カードの再取得を行うまでは電子入札に参加することができない。

3 市長は、入札参加者が I C カードを不正に使用した場合は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる措置をとることができる。

(1) 開札までに不正使用が判明した場合 入札参加案件への入札参加資格の取消し。ただし、すでに入札済みのものについては当該入札の無効

(2) 落札決定後から契約締結前までに不正使用が判明した場合 落札決定の取消し

(3) 契約締結後に不正使用が判明した場合 契約の解除
(入札参加申請書等の提出)

第 7 条 第 4 条の規定により電子調達システムに登録した者のうち、電子入札により実施される一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申請の受付期間に必要な事項を入力し、電子署名及び電子証明書（以下「電子署名等」という。）を付した競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号。以下「入札参加申請書」という。）を、電子入札サブシステムにより提出しなければならない。

2 入札参加者は、前項により入札参加申請書を提出するときに資料の提出を求められた場合は、電子入札サブシステムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとする。この場合、ファイル容量は原則として 3 メガバイト以内とする。

3 資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、次のとおりとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

使用アプリケーションソフト	ファイル形式
Word (Microsoft Corp.)	Word2007 形式以上
Excel (Microsoft Corp.)	Excel2007 形式以上
その他	・ PDF ファイル (Acrobat6 以下) ・ 画像ファイル (JPEG、TIFF 又は GIF 形式)

	・圧縮ファイル（Zip 又は Cab 形式、ただし自己解凍形式（EXE 形式）は認めない。）
--	--

4 第2項の規定にかかわらず、電子ファイルで提出する資料の容量が3メガバイトを超えるときは、書面により提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

5 入札参加者は、すでに提出した資料に誤りがあったときは、第7条第1項の受付期間内に市長に資料の再提出の申入れを行い、承認を得た場合は、資料を再提出することができるものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

6 入札参加者は、資料を提出するときは、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、入札参加申請書に添付する際に必ずウィルス感染のチェックを行わなければならない。

7 市長は、入札参加申請書に添付された資料にウィルス感染があったときは、直ちに閲覧を中止し、速やかに入札参加者に連絡し警告するとともに、資料の提出方法等について協議するものとする。

8 市長は、都合により入札参加申請書の受付締切日時を変更する場合は、既に入札参加申請書等を提出した入札参加者に対し、電話等確実な方法により連絡するとともに、必要に応じて市のホームページ等に掲載するものとする。

（入札参加資格の確認）

第8条 市長は、前条の入札参加申請書を受領したときは、豊明市競争入札参加資格者名簿等により参加資格の有無を確認し、その結果を記載した競争入札参加資格確認通知書（様式第2号）を電子入札サブシステムにより送信するものとする。

（指名の通知）

第9条 市長は、指名競争入札を実施しようとするときは、豊明市契約規則第8条に掲げる事項を記載した指名通知書（様式第3号）を電子入札サブシステムにより送信するものとする。

（入札書の提出）

第10条 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに

入札書に必要な事項を入力し、電子署名等を付した上で、電子入札サブシステムにより提出しなければならない。ただし、オープンカウンタの場合は、電子署名等を付すことに代えて、電子入札サブシステムにより見積用暗証番号を入力するものとする。

- 2 電子入札の入札書受付締切日時は、入札公告又は指名通知書に記載の日時とする。

(紙入札での参加)

第11条 電子入札案件において、次の各号のいずれかに該当し、入札手続の進行に支障を生じない場合は、紙入札により当該電子入札案件に参加することができる。

- (1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合
- (2) ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合
- (3) パソコン等のシステム障害により電子入札サブシステムに接続できない場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらないやむを得ない理由があると認められる場合

- 2 前項により紙入札での参加を希望する入札参加者は、入札書受付締切日時までに紙入札参加承認願(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項により紙入札参加承認願が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、紙入札参加審査結果通知書(様式第5号)により通知するものとする。

- 4 市長は、前項により紙入札による参加を承認したときは、当該入札参加者を紙入札業者として登録し、当該電子入札案件について承認時以降の電子入札に係る作業は行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札サブシステムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しないものとする。

- 5 第3項の規定により、紙入札での参加が承認された入札参加者は、次の各号に定める方法で紙入札を行うものとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

- (1) 使用印鑑届が提出されている場合は、その印鑑を使用する。ただし、

使用印鑑届が未提出又は提出後に変更された場合は、契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者の印鑑を使用する。

(2) 入札については、入札書(様式第6号その1、様式第6号その2)を使用し、当該入札書には電子くじ番号(任意の3桁の数字)を記載するものとする。

(3) 提出場所、提出方法については、案件ごとに市長が指示するものとする。

(4) 入札参加申請の締切日時及び入札書の受付締切日時は、電子入札における当該締切日時と同一とする。

(入札の辞退)

第12条 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札書受付締切日時までに電子入札サブシステムにより辞退届(様式第7号その1)(再度入札にあっては、再入札辞退届(様式第7号その2))を提出するものとする。ただし、紙入札参加承認願を提出し承認を受けている場合は、書面による辞退届を提出するものとする。

2 入札参加者は、入札書を提出した後は、辞退することができない。

(入札参加資格の失効)

第13条 開札日までに指名停止の措置を受けた入札参加者は、入札参加資格を失うものとする。

2 入札参加資格を失った入札参加者がすでに入札書を送信していた場合には、当該入札を無効とする。

(入札の中止)

第14条 市長は、入札を公正に執行することができないと判断される場合は、入札を中止することができる。

2 前項の規定により、入札を中止した場合、市長は、電子入札サブシステムにより案件中止の登録を行うとともに、入札参加者に通知するものとする。

(開札予定日時等の変更)

第15条 市長は、案件登録の後、特別の事情により入札受付期間又は開札予定日時を変更する場合は、電子入札サブシステムにより変更登録を行うとともに、入札参加者に対し、電子入札サブシステムにより日時変更通知書(様

式第 8 号) を送信するものとする。

(開札)

第 16 条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、電子入札サブシステムにより行うものとする。

2 入札参加者は、開札に立会うことができるものとする。

3 紙入札がある場合、市長は、入札金額及び電子くじ番号を電子入札サブシステムに入力した後に電子入札サブシステムにより一括開札を行うものとする。

4 開札に立会う入札参加者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立会わせるものとする。ただし、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、この限りでない。

5 開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あった場合は、電子入札サブシステムにおける電子くじにより落札者を決定するものとする。ただし、入札書にくじ番号の入力又は記載がない場合は、入札書の到着順に電子入札サブシステムに「9 9 9」を登録する。

(落札者の決定の通知)

第 17 条 落札者を決定した場合は、市長は入札参加者に対し、電子入札サブシステムにより落札決定通知書(様式第 9 号)を送信するものとする。

(保留の通知)

第 18 条 市長は、開札後ただちに落札者を決定することができない場合は、入札参加者全員に対し、電子入札サブシステムにより、保留通知書(様式第 10 号)を送信するものとする。

(再度入札)

第 19 条 開札をした場合において、入札参加者の入札金額が予定価格の制限の範囲内にないときは、再度の入札を行うことができる。

2 再度入札の入札受付期間及び開札日時は、案件ごとに市長が指定し、電子入札サブシステムにより再入札通知書(様式第 11 号)を送信するものとする。

3 紙入札で参加した者については、指定された受付締切日時までに入札書を作成し、指定された提出場所へ持参提出することで再度入札に参加できるものとする。

4 再度入札の回数については、2回とする。

5 前項までの規定にかかわらず、オープンカウンタにおいては、再度見積りは実施しないこととする。

(不調)

第20条 市長は、落札者がなく不調となった場合は、入札参加者に対し、電子入札サブシステムにより不調通知書(様式第12号)を送信するものとする。

(紙入札参加者への通知)

第21条 紙入札参加者に対する第15条、第17条、第18条、第19条第2項及び前条の通知は、電話又は書面等確実な方法により行うものとする。

(結果の公表)

第22条 市長は、電子入札を実施した場合(オープンカウンタによる場合を除く。)は、その結果を電子調達システムに登録し公表するものとする。

(入札の無効)

第23条 豊明市契約規則第12条各号又は次の各号のいずれかに該当する電子入札は、無効とする。

(1) 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札

(2) 電子署名等のない入札

2 同一の電子入札案件において、電子入札及び紙入札による入札書の提出をした場合は、いずれの入札も無効とする。

(責任の範囲)

第24条 電子入札において、入札参加申請書、入札書又は見積書等は、送信データが電子調達システムサーバに到着した時点で提出されたものとする。

2 入札参加者は、入札参加申請書、入札書又は見積書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、確認後、当該画面を印刷するとともに、保管するようにしなければならない。

(障害発生時の対応)

第25条 電子入札に使用する電子機器の障害又は広域停電等のために、電子入札サブシステムの使用ができなくなった場合は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 短時間の障害で復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合 必要に応じて入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡する。
- (2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合 紙入札に変更し、入札参加者に電話等の確実な方法で、紙入札に変更したことを速やかに連絡するとともに、入札方法等必要事項を記した入札方法変更通知書（様式第13号）により通知するものとする。この場合において、入札書を除く書類の送受信が完了している場合にあっては、有効なものとして取扱い、再度の交付又は受領は要しないものとし、すでに送信された入札書がある場合にあっては、開札せずに無効とし、改めて紙入札書を提出させる。

（委任）

第26条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

競争入札参加資格確認申請書

豊明市長 殿

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名

下記案件に係る入札に参加したいので、競争入札参加資格を確認してください。
なお、申請内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

案件番号
調達整理番号
案件名称

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

競争入札参加資格確認通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名

様

豊 明 市 長

先に申請のありました下記案件に係る競争入札参加資格については、次のとおり確認しました。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

入札受付期間 年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分

開札日時 年 月 日 時 分

備考

競争入札参加資格の有無

理由

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

指 名 通 知 書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名

様

豊 明 市 長

指名競争入札を下記のとおり行いますので、案件内容を確認のうえ、入札に参加してください。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

質問申請期間 年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分

同等品申請期間 年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分

入札受付期間 年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分

開札日時 年 月 日 時 分

納期（履行期間） 年 月 日

納入場所（履行場所）

備考

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

紙入札参加承認願

豊明市長 殿

住所

商号又は名称

代表者役職氏名

下記1の電子入札案件については、下記4の理由により電子入札システムを利用し
ての入札参加又は見積書提出ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

- 1 案件番号
- 2 調達整理番号
- 3 案件名称
- 4 電子入札システムで参加できない理由（該当の□にチェックしてください。）

☐ ICカードの登録内容変更のため、再取得の手段中

☐ ICカードの破損等のため、再取得の手段中

☐ パソコン等のシステム障害

☐ その他

理由（ ）

※1 4の理由がわかるものの写しを添付すること。

様式第5号（第11条関係）

第 号
年 月 日

紙入札参加審査結果通知書

様

豊明市長



年 月 日付けで提出された紙入札参加承認願の審査結果について、下記のとおり通知します。

記

- 1 案件番号
- 2 調達整理番号
- 3 案件名称
- 4 審査結果

- ☐ 紙入札での参加を承認する。
☐ 紙入札での参加を承認しない。

5 紙入札に関する事項

- (1) 入札書又は見積書受付期間 年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分
- (2) 入札書又は見積書提出場所
- (3) その他必要事項

ア (1)の受付期間に入札書を持参のうえ(2)の提出場所へ提出してください。

((1)の受付期間に見積書を持参のうえ(2)の提出場所へ提出してください。)

イ 入札書又は見積書には、くじ番号(3桁の任意の数字)を忘れずに記入してください。

6 不承認の理由

様式第 6 号その 1（第 1 1 条関係）

入 札 書

年 月 日

豊明市長 殿

住 所

氏 名

印

（名称及び代表者氏名）

豊明市契約規則及び豊明市物品等電子入札実施要領に基づき、下記により入札します。

記

入 札 金 額		十 億			百 万			千			円
------------	--	-----	--	--	-----	--	--	---	--	--	---

くじ番号			
------	--	--	--

※ 3 桁の任意の数字を記入すること。

ただし、下記案件の入札金額

- 1 案件番号
- 2 調達整理番号
- 3 案件名称
- 4 入札執行回数 回目

- 備考
- 1 金額は¥を冠すること。
 - 2 文字は明確に記載し、訂正抹消した箇所には押印すること。
 - 3 記載後封筒に入れ、封筒の表面に案件番号、調達整理番号、案件名称、及び「入札書在中」と裏面に住所、氏名、（名称及び代表者氏名）を記載し封筒継目に封印を押すこと。

様式第 6 号その 2（第 1 1 条関係）

入 札 書

年 月 日

豊明市長 殿

住 所

氏 名

印

（名称及び代表者氏名）

豊明市契約規則及び豊明市物品等電子入札実施要領に基づき、下記により入札します。

記

入 札 金 額		十 億			百 万			千			円
------------	--	-----	--	--	-----	--	--	---	--	--	---

品 名	規 格	数 量	単 位	単 価（円）	金 額（円）

く じ 番 号			
---------	--	--	--

※ 3 桁の任意の数字を記入すること。

ただし、下記案件の入札金額

- 1 案件番号
- 2 調達整理番号
- 3 案件名称
- 4 入札執行回数 回目

- 備考
- 1 金額は¥を冠すること。
 - 2 文字は明確に記載し、訂正抹消した箇所には押印すること。
 - 3 記載後封筒に入れ、封筒の表面に案件番号、調達整理番号、案件名称、及び「入札書在中」と裏面に住所、氏名、（名称及び代表者氏名）を記載し封筒継目に封印を押すこと。

様式第7号その1（第12条関係）

年 月 日

辞 退 届

豊 明 市 長 殿

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名

下記案件に係る入札を辞退します。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

入札執行回数 回目

様式第7号その2（第12条関係）

年 月 日

再入札辞退届

豊明市長 殿

業者登録番号
商号又は名称
代表者役職氏名

下記案件に係る再入札を辞退します。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

入札執行回数 回目

様式第 8 号（第 15 条関係）

年 月 日

日時変更通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名

様

豊 明 市 長

下記案件については、次のとおり日時の変更をします。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

執行回数

回目

入札受付期間

年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分

開札日時

年 月 日 時 分

理由

様式第9号（第17条関係）

年 月 日

落札決定通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名 様

豊 明 市 長

下記案件については、次のとおり落札者を決定しました。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

開札日時 年 月 日 時 分

落札者

落札金額 円

様式第10号（第18条関係）

年 月 日

保留通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名

様

豊 明 市 長

下記案件については、落札の決定を保留します。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

入札執行回数

回目

理由

様式第 1 1 号（第 1 9 条関係）

年 月 日

再入札通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名

様

豊 明 市 長

下記案件については、次のとおり再入札を行いますので、入札受付期間内に再入札書を提出してください。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

入札執行回数

回目

入札受付期間

年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分

開札日時

年 月 日 時 分

入札最低金額

円

理由

様式第 1 2 号（第 2 0 条関係）

年 月 日

不調通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名

様

豊 明 市 長

下記案件については、不調となりました。

記

案件番号

調達整理番号

案件名称

入札執行回数

回目

理由

様式第 13 号（第 25 条関係）

第 号
年 月 日

入札方法変更通知書

様

豊明市長



下記案件について、豊明市物品等電子入札実施要領第 25 条の規定に基づき、電子入札から紙入札へ変更しますので通知します。

記

- 1 案件番号
- 2 調達整理番号
- 3 案件名称
- 4 既に完了している書類の送受信について
 - （1） 既に完了している電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱います（入札書又は見積書は除く。）
 - （2） 既に送信された入札書又は見積書は無効とし、開札は行いません。
 - （3） 既に入札書又は見積書を送信した方は、改めて入札書又は見積書を提出してください。
- 5 紙入札に関する事項
 - （1） 入札書又は見積書提出日時
 - （2） 入札書又は見積書提出場所
 - （3） その他